

令和3年度 雪下ろし補助事業申請の流れ

1. 積雪状況の確認

申請者は雪下ろしを実施する前に民生委員に連絡し、積雪状況を確認してもらう。

- 必ず雪下ろしをする前に、確認していただきますようお願いします。
- 助成回数に制限はありませんが、申請毎に積雪状況の確認が必要となります。
- この事業は、人命保護を目的として実施しているもので、現に生活を営んでいない建物（物置小屋、車庫など）は対象外となります。

2. 雪下ろしの実施

雪下ろしが必要であると認められた場合、申請者が直接業者に依頼して雪下ろしをしてもらう。（業者については、市役所公式サイトを参照）

- 市では雪下ろし業者のあっせんはしておりませんので、各自で依頼していただきますようお願いしております。
- 費用は、一旦お支払いいただきます。

3. 申請

雪下ろしが完了したら、申請者は民生委員が持っている申請書に記入し、雪下ろし費用の領収書を添付して市に申請する。

- 申請書の確認者氏名を記入、押印・確認日の記入をお願いいたします。
- 確認年月日は確認した日（実施日かその前日）をご記入ください。
- 申請は3月31日までに行うこと、振込口座は申請者ご本人の口座にすることをお伝えください。

4. 審査

市の担当者が、補助要件（市民税非課税世帯であること）に該当するか確認する。

5. 決定（非該当）

市より申請者に決定通知または非該当通知を送付し、決定者には補助金を交付（口座振込）する。

- 補助要件に該当することを確認できましたら、1万6千円、または、1万6千円以下の費用全額を支給します。（1万6千円を超える額は自己負担）
- 決定通知と一緒に振込予定日の通知も同封します。